

**関東地方整備局事業評価監視委員会（平成15年度 第4回）  
議事概要（議事録）**

**ダム事業**

重点審議内容の選定（2人の委員により事前に重点審議内容を選定）

（西谷委員）

重点審議ということで、4つのうち八ツ場ダムと湯西川ダムの2つを選定した。理由は、事業費そのものの見直しということで、時間が当初の計画よりもかなり経過しており、物価上昇、その他、社会的な情勢の変化によって少し費用が変わっているということが、重点に取り上げた主な理由である。技術的な点についても、当然時間の変化とともにかなりの進歩が見られ、それに伴う事業費の低減というのがあるが、それにも増して社会的な物価の上昇に伴う見直しが必要かどうかということで2つを取り上げた。

（事務局）

岩崎委員の意見については、ダム事業全体の話として、既存施設の有効活用の視点からの説明をしていただきたいという意見であった。

質疑応答

（中条委員）

河川事業というのは、常日頃、維持修繕とういのかメンテナンスを100年にわたってやっていくものだろうということは、身をもってよく理解した。

前半に説明のあった治水計画というのは、関東地域全体、あるいは利根川水系全体でこのような対応をしていかなければならないと。それについていろいろな代替策があるが、現在のところの計画では、ダムがこれだけ必要であるということになっている。そこまではとてもよくわかる。その先に、それぞれのダムについて個別の計画に入る前に、ダムとして、これだけ対応しなければならないということが一応結論として出ているが、それをどのように割り振るかという優先順位があるはずだと思う。それがまずあれば、個々のダムについて費用便益をする必要はないのではないか。ダム群全体についての費用便益が了承されて、その次に優先順位が決まっていれば、個々のダムについて費用便益をする必要が果たしてあるのか。個々のダムについて見ていくということが果たして意味があるのかどうか。むしろ個々のダムについて見ていくのであれば、このダムは他のダムよりも優先的に実施するべきだということを議論すべきではないだろうかというのが私の基本的な疑問である。

(櫻井委員)

今の点に関連して一緒に質問するが、利根川放水路が計画だけになっていて実現していないというのがありますが、水系全体で言うと、ここをどうカウントしているのかということが出ていない。全体としてどうなのかというのが明確になっていないと思うので、その点も併せて説明願いたい。

(森地委員長)

ダムにかかわらず、道路のときもそのような議論をしたが、要するに全体の計画の評価というのと、個別のプロジェクトの評価というのをどう切り分けていくか。特に全体の計画というのは非常に長い期間を要しますので、その考え方をどのようにしているのか、このような立場で答えていただきたい。

(事務局)

なかなか難しい。特に中条先生の話は、個別のダム1個1個のB/Cを議論するというよりも、優先順位の議論の方だという理解だが、今のダムのB/Cを出すときの計算方法は、ダム群全体でのB/Cを算出し、それを1個1個に割り戻すような形をとっており、計算方法としては、1個だけ取り出して、その効果を計算しているわけではない。

もうひとつ、優先順位をどこからということについては、非常に大事なところであり、我々としても効果の高いところから順次という考え方で行うが、我々が実施したい事業と、実際、地元で受け入れてもらえる事業というのにギャップが出てくる。特に今回説明している八ツ場ダムというのは、一番最初に事業に入った時から51年もかかっている。我々としては、カスリーン台風が起きた後に一体どのように対応するのかと考えたときに、もう1つ、沼田ダムという大構想があった。沼田の市街地を水没してしまうような大規模なダムを作るという案があったが、これは非常に非現実的であるという中で、一番効果のあるダムとして、昭和27年に八ツ場ダムに着手したが、水没が多いと、どうしても時間がかかるということがあり、本来であれば、八ツ場ダムというのは最優先でしなければならない。しかし、なかなか合意ができないということも含め事業を行っているというのが実態である。

利根川放水路の話もあったが、利根川の下流部を考えたときに、利根川放水路というのが最後の決め手になる施設である。本来であれば、中流部の遊水池やダムよりも、まず放水路ができれば、かなり効果がある。これも長い歴史があるが、実際、戦前に工事に入っている。しかし、戦争により中断ということになり、戦争直後、どこから利根川の改修を始めるのかという議論になったときに、鬼怒川上流のダムを作る案と放水路というのが拮抗した時期がある。ただ、その時点では、いわゆる食糧増産というのが中心で利根川放水路が通る周辺というのが今の印旛沼の周辺であり、干拓をして食料増産という事業が入り、治水としては上流のダムを行うというような、いろいろな経緯がある。

現在はどうかということでは、利根川放水路の沿川はほとんどが市街地になっている。現在、放水路の事業を実施すると、1兆円とも2兆円とも言われるぐらいに非常に莫大な事業になってしまい、我々自身も悩んでいるのが、利根川放水路が現実的にできるのかということを考えて非常に難しいと思っている。今行っている事業は事業として行っているが、これから次にどのような手段で利根川全体の安全度を確保していくのかということについては、もう1度抜本的に見直さなければならない時期には来ていると思っている。その際、事業の現実性を踏まえつつ、どこから実施するのが非常に効率的なのかということも併せて議論していきたいと思っている。特に今回の河川法改正の中では、100年もかかってつくるような長期的な計画以外に、20年から30年の当面の計画を策定することになっている。その中で、長期的にはこのような大規模な計画や、中期的にはどこから実施していくのかという計画を合わせて策定することになるので、その中で中条先生の指摘のような、どのような優先順位で行っていくのか、なかなか経済性だけで評価できないと思うが、経済性や実現性等も踏まえながら、整備計画の中で具体的に優先順位を考えて事業を実施していきたいと考えている。

(中条委員)

先程の説明で、ダム全体についての費用便益は行い、個々のダムについては行わないと言ったか。

(事務局)

今回の各ダムのB / C算出においては、ダム群全体のもたらす便益というものをまず算出し、その便益でいろいろなシミュレーションを行い、各ダムでどのような流量低減分をそれぞれ持つのか、その効果量の比率で、ダム群全体の便益を按分して当該ダムの便益であるという計算手法をとっている。

(中条委員)

例えば滝沢ダムの資料の中で出てくる便益というのは、そのような形で計算された便益ということか。

(事務局)

荒川の上流は3つのダムがあり、滝沢ダムについても、その関係で計算をしている。

(中条委員)

その計算手法の方が良いと思う。ただし、3つのダムあるいは利根川水系のダム群全体について、まずつくるべきだということがあるならば、個々のダムについてする必要はあるのかということが、やはり疑問に思う。するのもいいが、私たちが対応するときに、個別の事業案件について議論するということになる。今日の場合、ダムに関しては、この3つそれぞれ、例えば八ツ場はよいのかどうか、滝沢はよいのかどうかというふうに見ていくが、そのような見方で評価をするというのはおかしく、ダム群全体として、よいかどうかという議論があり、その次に優先順位の議論がある。例えば八ツ場の場合では、本当は優先順位は高いがこのような事情があり、なるべく早く行うように努力しなさいなどを言うのが筋ではないか。個別のダムについて、特別に何か事情があるならば別であるが、そのような感覚で見てもよいのではないかという質問である。

(事務局)

先日も中条先生より道路の評価単位が非常に細切れではないかという指摘があった。そのような意味では、要領のせいにするつもりはないが、事業化したものについて、その単位ごとに再評価、あるいは事後評価をするという形になっていおり、説明の仕方としては、事業ごとの評価をしていただくということで、事業評価監視委員会ではお願いしている。

ただ、中条先生の指摘いただいたとおり、個別ではなく全体の議論が必要というか、むしろそのような意味では全体の議論の方が網羅しているということであり、今回、治水計画、利水計画も、まず全体の説明を行った後個別の説明という流れにするよう、全体との関係を踏まえ、合わせて説明するように今後努力をしていきたい。

(西谷委員)

補足というか、中条先生の意見に対して思ったことを言うが、先生の言うとおりだと思う。B / Cの計算で洪水調節に係る便益、不特定多数の便宜、それから費用と、B / Cが3つ出ているが、不特定に係る分は、最近、特に重要視されている部分であり、経費として小さいとなると、洪水調節に係る便益と費用を比べる必要がある。そうすると、八ツ場ダムの比率と湯西川ダムの比率を比較すれば、湯西川ダムだと、建設費と治水に係る費用とほとんどコンパラになっており、これではどうかという感じがするが、下流域の被害算定から割り出されるということになると、全体的に見たときの安全性の中から、計算によっては無理と言っては少し語弊があるが、ある程度、これぐらいではないかということ割り当て算出されたベネフィットというように理解した方がよいので、先生の理解されているのでよいのではないか。実際に行っているのも、そのようにしていると思うが、事務局の方は説明できるか。

(森地委員長)

全くの一般論で言うと中条先生の言っているのは間違いであり、評価というより、計画を立案するとき、例えば専門の交通の方が分かり易いと思うが、高速道路の全国のネットワークを、1件1件、どこに神社があるから、地質がどうなのかと細かく全部精査をして、その後、ネットワークはこうするのかということではなく、全体計画は全体計画なりの精度で行い、それから、だんだんブレークダウンしていく。基本的に計画の立て方というのは、そのようになっている。三、四十年前にそのような議論があり、世界的にもその調査をどこまで精度を上げるべきかという研究がされ、世界中でそのように行った。

もう1つは、事務局が言ったように、評価するとき、昔、全部行ってよいということになっているから、よいといって、しかも、もし行えばまた元に戻り、常に全部のことを評価するのが分かり易いか、全体はした上で、個別にもっと精査したら、こうなったといてするのがより分かり易いかと、このような問題が1つある。ただ、前から私が拘っているように、4号線の改修をするときに、徐々に事業を行い常に混んでいる状態にして次の事業を行うと、もっと効果が出ると、このような答えであるが、最初から混まなくした方がよいのではないかという議論もあり、どこまでの単位で行ったらよいか、どのような精度で行ったらよいかという議論は常に残っている。そのような意味では中条先生の議論は正しいと思うが、ただ、しなくてよいというのは間違えではないかという気がしている。

(事務局)

例えば八ッ場ダムでいうと、洪水調節に係る便益を、利根川全体の便益で八ッ場ダムの位置、容量で割り振ると約8,900億円ある。ただ、治水に係る費用は2,470億円とあるが、八ッ場ダムで、それが1兆円になったら便益が1を切る。そのような意味で言うと、個別のダムに割り振ったときにどれだけの便益があり、それに対して費用がどれだけかかると。例えばダムはそれ程大きくないのに、金が莫大にかかるようなダムは行わないということになると思うので、それなりに1つ1つにブレークダウンするというのも意味はあると思う。

(中条委員)

1つ1つにブレークダウンすることが意味がないと言っているのではなく、比較するのはこの3つではないのかという意味である。ここに出てきて比較するのではなく、利根川水系全体のダムについて、やはり八ッ場ダムは非常に大事であり、それを20年も放っておいたのはおかしいのではないか。そこから重点的に行っていかなければならないのではないかという議論をしていかなければならないのではないか。そのときに別のダムの議論をしてしまうことになりはしないか、そのようなことも心配という意味である。言われることはよく分かる。

(櫻井委員)

関連するが、私としては、B / Cそのものの使えなさというか、その怪しさというか、射程が限定されているということについて、むしろ関心があり、基準をどのように育てていくかという問題が別にある。数字を出していくのは、もちろん大前提あるが、八ッ場ダムだと、数字を出すのはそれなりに意味があると思うが、今回、数字の出し方について、どのような要素を勘案されているのかということは多少説明があったが、数字が3とか7とか出るわけだが、それが、事業を継続するかしないかということについて、どのようにつながっているのかということが全く不分明である。これはプレゼンテーションの問題だけではなく、論理的につながっていないと言わざるを得ない。

例えば事業の必要性についての視点というのがあるが、これを見ていくと、1つ、コストベネフィットを計算するとき、どこに違和感があるのかということ、行政というのは法治主義という観点からすると、やるべきことと、やればやるだけよいことという全然異質のものが区別される。やるべきことというのは、これはとにかくやるべきものなので、河川事業の場合であれば、国土保全に関わるような話はやるべきことに区分されるが、その辺がごちゃごちゃになっていて、基準が分かれてないのではないかと思う。必要性のところで見ると、例えば洪水被害の軽減が期待されると。これは本来やるべきことをやるということだが、広い意味で言うと、ダムを作るというのは、給付行政なので、一定の効果があるのは当たり前のことともいえ、説明としてはもう一工夫必要だと考える。

2点目は、暫定取水が実施され早期完成が要請されているというのは、これは理由になるのか。見切り発車で始まっており、それで現状がどんどん進み、現状がこうで、もっとしっかり完成してもらわないと困るという話であるとすれば、少なくとも事業の必要性ということについては、論理的に言うと、間接的な正当性の論拠にしかならないのではないかとことがある。

3点目は、環境の話というのは、これは河川法の改正もあったが、治水、利水の話と環境保全の話はかなり異質な話であり、してもよいし、しなくてもよいと。はっきり言えば、そのような位置づけになると思うが、そのようなことは事業評価の中で必ずしも反映されていないだろうし、それから算定基準というところでも出てないのではないかと思う。

生活再建についてもそうであり、これは事前に質問したが、普通は単にお金を払うだけではなく、きちんと生活再建すべきだと。原状を回復すべきであるということで、普通、議論はそのような方向性でされるが、生活再建というのは、現行法上は決して義務的なものではなく、やればやるだけよいかもしれないが、まさにそこは費用便益を考えて、本当にそこまで補償する必要があるのかどうかということも含めて評価すべき。結局、生活再建を充実させるということは、それだけ税金を使うということになり、その問題意識が全然出ていないのではないかとあたりに疑問を持っており、そのような点はどのようにどういうふうに理解されているのかなということを質問したい。

(事務局)

必ずやるべきことと、やった方がよいことという区分を全て金額に換算し経済評価をしているが、先生が言われたように、違う部分を足し忘れたところがあると思う。今、暫定取水についてはやらなくてもという話があったが、実際に、今、水を飲んでおり、やめてしまうということは水道を止めることになり、これはやらなければならないものだと思っている。

あと、生活再建をどこまでやるのかという話について、実際に交渉を始めれば要望がたくさんあって切りがないものもあり、また、ルールが明確になっているわけではなく、世間的に見て、このぐらいは致し方ないかなという話を、他の事例等をにらみながら、その場その場で判断していくというのが今までの手法である。要望なので、とんでもない要求も始まりの段階で多くあるが、特にダムの場合、他の公共事業と違い個人の生活もさることながら、地域そのものが破壊されてしまう。その地域社会をどのように再建、存続させていくのかという点については、できるだけの手は尽くしていかなければならないと思いつつ、しかしながら、とんでもない要求も出てくるので、そのようなものはできるだけ容赦願っているというのが実態である。地域の要望で、やはりこのぐらいは補償してあげなければならないのではないかとということで、今までダムの生活再建のためにいろいろな仕組みが順次整備され、制度等も充実してきたというのも、生活再建というのは地域にとって非常に大事だということではないか。

(櫻井委員)

現実の行政としてはよくわかるが、暫定取水の話でも何か既成事実が先行し、それを前提にした議論になっているのではないかと気がなる。

利水の話についても、この間、深層水の取水現場というのを静岡県に見に行った。その時に海水の淡水化事業というのを見て、これはコストが思っているほど全く掛からず非常によいという話があり、今回も代替案の検討をされていたが、考えてみれば別に水は海からとってよいし何からとってよいわけであり、これは事業間でどのような形で事業を評価するか、縦割り行政を越えた評価をするかということでもあると思うが、そのような大きな視点というのは常に意識しながら数字を使っていくことが必要だと思う。

(中条委員)

経済学や費用便益などが怪しいというのは、怪しいという前提で物事を考えている私みたいなのと、一応信用してよいものかなと思いながら見ている櫻井先生とでは大分見方が違うかと思うが、私はそんなものだと思っており、わかる範囲でやるしかない。データ、情報としてわかるものがこれだけしかないんだったら、それで判断していくしか仕方がないと。わからない部分については、このようなことも要因としてはあるということを見ながら決めていくしかない。恐らく、その程度のことだと思う。しかし、わかる範囲のことでカウントできるものはカウントした方がよいと思う。それから、やらなければならないものとやるべきものという話はわかるが、やるべきものをやったときに、ついでに便益が発生するんだったら、それはカウントしてもよいのではないか。これは結合供給になるので、治水のためにダムを作った結果として、その水が飲めるんだったら、コストは全く同じにしか掛からない。共通費になるので、

それは便益にカウントしてもよいと思う。

ただし、暫定取水というのは、まさに今飲んでいるのであれば仕方ないのではないか。それはそのとおりであるが、暫定取水という制度自体の問題であり、次にまだこれを続けていくのか。現在、暫定取水で行っているものは、これは既得権で仕方がないが、その制度を続けていく限りにおいて、既成事実化を先行させてというふうにとられてしまうことは当然であり、これは制度自体を見直すべき話ではないかと思う。

(森地委員長)

バックグラウンドの違いだと思うが、事実関係だけ言うと、二人の先生が言われるように、怪しい、こんなものでわかるかといって、日本だけが世界中でこのような計算をせず、わかりきったことも計算せずに、もっと総合的に考えていると言ってきたのが日本である。世界中の国は、限定的であっても、計算をした方がよいのではないかというように進んできて、日本は橋本政権のときからそのようなことも行うとなった。では、今、日本でもそうだが、世界中でどのようなことが起こっているのかということ、それだけで決定するのはおかしく、他にもいろいろ考えることがあるではないかと。もっと違う要素などは一体どのように評価に入れたらよいのかということで、それぞれがまた動き出した。二、三年前にアメリカの交通関係の学会で学者が言ったが、なぜ我々が持っている道具、手法はこんなに限定的なのかという自己批判的なレポートが出され、もっとこのような開発をしなければならない、このようなことをしている。ただ、政府はそんな学者の言うのを待たず、それぞれの国が、当面、今回はこのような総合的な評価をとろうという形で進んでいるのが現実である。これは事実関係である。

それから、あとはバックグラウンドの問題だと思うが、やるべきものと、それから、できればやるものという、その限界のやるべきものは、法律の先生から見ると恐らくそうだと思うが、やるべきものを決めるその規範は何か、その価値観は何に依存しているのか、人によって、その意見は違うではないかなど、社会の中で生きている我々の分野だと、それを二分するという話はなかなか出てこずに、例えば交通事故はない方がいい、当たり前、しかし、全部撲滅できないからどこから順番にやるかという話になる。本当にそこが二分できるのかについては、学問的には多く議論がある。

(進士委員)

中条先生が言われる、個別でも意味ないというのは全部連関しており、私もそのような感じを持ったが、ただ、全体像を最初に説明されていたので、私はそれでよいと思って聞いていた。先ほどの話題に道路も出ていたが、公共事業というものは、もともとそういうものではないか。全部連関して成り立っているものであり、それを個別に割ったらだめだという議論をしたら何も成り立たなくなると思う。感想としては、両方から攻めるということだと思う。

だから、今度は急に細かいことを言うが、吾妻渓谷が名勝だということで、CVMで幾らかという計算をされていたが、1つは、そのCVMの計算式をできれば見せていただきたいということ、このあたりは入り込みがどのくらいか、どのくらいを対象の人口として見ているのかというのを教えていただきたい。



それから、生活再建について、水没家屋が360戸だったか、それが、全体として何百億も費用を掛ければ、1戸当たりで割ると幾らになるかなど、恐らく1世帯ごとに配る金と、そうではなく、あのような造成をしたり、非常に広く公共事業をして道路を入れたりするので、総額は個別の補償ではないと思う。そのときに、生活再建と地域破壊と本当にこのような形がよいという検証はしているのかということ。1軒1軒のいわば被害者というか、水没世帯から言えば、幾つもの選択肢が示されてこうなったという説明がなく、できるだけ流域ですっと住みたいからという説明をいきなりされたが、それは、そのような条件でも出して、とにかくたくさんお金をとろうということだと。外へ行くんだったら、その何倍かあげるから、つまり、総額で事業全体から言うと、どのような選択が一番よいかという判断がない。補償の交渉では、恐らく全体像を示さないだろうと思う。このような手法も、このような手法もよいといろいろあるが、皆さんの総意はどこにありますかなど、その場合の補償額が幾らになりますと、そのようなことを幾つも示して、この工法になったというようなことではなく、恐らく、水没家屋から言えば、いろいろことを要求し、本当は基本的には嫌なのだからたくさん条件をつけている。それがどんどんお金で膨らんでいく。それで、総額でこうだからと。

いかにも妥当のような気がするが、まず1つは、水没家屋の当事者ではない人から言うと、何であんなに大金が使われるのかと思うし、逆に本人たちも、それによって自分がもらうのはほんのわずかでそうでない人に金がいっているかもしれないと。この辺の手順と考え方は一体どうなのか、そのような検証はされているのかと。交渉事というのは、そのようなものがなかなかうまくいかない。現実の行政の中ではいろいろな要求が出てくるが、だんだん膨らみ結果的にそうなったという感じになってしまうと思う。私は宮ヶ瀬なんかの話も随分詳しく聞いているが、ダムの問題は前提としてのその辺の整理が悪いのではないかという気がしている。そこも実態を教えてください。

(森地委員長)

3つあったと思うが、方法の数式はどのようなかという話と、1軒当たりという金額そのものと、基本的なプロセスについて説明願いたい。

(事務局)

1点目、吾妻川溪谷のCVMのベネフィットの計算手法について、単価的にはアンケートの結果を採用し、観光客1人当たり、年間100円ぐらいは払ってよいという支払意志額があり、それを原単位として採用している。原単位に掛ける観光客数は、いろいろな統計等の資料を基に、年間700万人ぐらいの方が訪れるという見込みを持っており、それを原単位に掛けて便益にしている。

補償については、今回、生活再建にかかるということで、生活再建にかかる費用の増加要因についても、個人の用地など家屋に対する補償と、生活再建で代替地などで費用が増えるという部分がある。個人1人当たりの補償額は大体2億円ぐらいになる。

問題は3点目の話で、地域としては、ぜひ残りたいというところから話が始まる。それで絵を書く。このような地域だったら残りたいという人もいるし、どんな地域づくりをしても、外に出たいという人も出てくる。順次アンケートを行い、それで残る人、出たい人というのが分かり、残る人間だけはこのような町にしてくれということで絞り込む過程をとり積み上げたものである。なので、出だしは最初みんな残ると、このようなことで始まるが、順次、このような絵だったら、では、私は外に出ようかということで今まで辿り着いたということになっている。

(進士委員)

まず1つは、吾妻渓谷の観光客数が700万人というのは、入り込みのデータがどこにあるのかわからないが、少し過大な気がする。恐らく、年間でそんなことはあり得ないと思う。それはどちらでもよい話である。

私が言ったのは、今回のことではなく今後のことをお願いしたいと言った。例えば今のような、地元で住むか、外へ行くかと、宮ヶ瀬は新しい村をつくったが、例えば二者択一ぐらいの議論ではなく、もっと言うと、都市計画、あるいはまちづくり系のコンサルタントでも入れて、ここで負担すべき、あるいは彼らのために補償すべき支出額の国民が合意できそうな額というのがあるが、結果的に今まではだんだん膨らんでいったと思う。いわば補償というのは、大体、そういうものである。どうしてもつくりたいというのが片方にあり、どうしても嫌だという人がいると、どんどん額は上がっていく。私が提案しているのは、妥当な額を決めて、それをどう使ったらよいかというオルターナティブはたくさんある。そして、1人1人にとっての利益ということを考えるというようにすれば、単純に合計で割れば10億ずついくなら、そんなところにはないかもしれないのではないか。だんだん積み上げていって、つまり自分にこないだろうから、いろいろな要求をしていくのである。そのあたりの手法が、従来の土木事業は不十分だったのではないかという気がするので、税金の有効な利用と地元民の福祉ということを十分に考えるためには、従来の手法だけではないのではないかと議論をぜひしていただきたいというのが要望である。

(森地委員長)

八ツ場ダムは私の学生時代に議論があり、昔はお金だけでやっていたのを、生活補償するようなことを考えないといけないのではないかという話が始まり、いろいろな制度が変わってきた。それから、ダムだけではなく、離島をどうするかなど過疎地にお金を掛けて本当にやっていくのかという国土計画の一番基本的な哲学的な話でもあるので、是非これから検討、議論をお願いしたい。

私自身は社会的関心の方から見ると、何で長いこと遅れていたのか、あるいは何でそんなに金額が違うのかなど、このようなことが恐らく一般の人の関心事かと思うので、その辺の議論も是非しておいていただきたい。

(西谷委員)

20年間、最初の基本計画のまま、あと行政的な手当てを何もしてこなかった結果、見かけ上、費用が倍増したということになっている。ただし、見かけ上と言うのは、時間の関数で物価は上昇するので、そのようなものを考えた微調整というか、5年なら5年ごとの区切りがもしなされていたならば、先ほどからの議論だけで済む話であるが、今、ここで議論しなければならないのは、事業費が高騰したという印象が非常に強いので、それで少し困ったなということが大きく前面に出ると思う。そのところは、なぜ上がったのかという説明があったが、仕方がないということで済ませていくと、今後また同じようなことが起こり、地方財政などに急なインパクトを与えかなり難しい問題が出てくるため、少し手法について考えていかなければならないというのが私の印象であり、そのあたりの議論をしていただければと思う。

(進士委員)

私は細かい説明を受け、よくわかったような気になっていたが、外力がどんどん増えている中で。昔にやっておけばそれなりに終わっていたが、時代の変化で首都圏の拡大があり、どんどん治水に対する期待値というか外力が増大し、それでボリュームがアップし事業費が増大したということになっているのか。

(事務局)

ボリュームは昔の計画と変わっていない。

(進士委員)

内容についてはどうか。

(事務局)

大きいのは、生活再建にかかわった費用が非常に大きくなったことと、社会的な変化で、昔であれば埋蔵文化財はこれ程やらなくてもよかったが、基準が変り100億円も掛けて文化財調査をしなくてはならず、また、猛禽類が出てきたのでそれを避けなければならないなどの話はある。

(西谷委員)

その点に関して、ダム本体に関わる場所というのは、恐らく、地質調査が十分できてなかったことからグラウトの部分が大幅変更になっている。その他、施工面に関しては、材料費はそんなに値上がりはしてなく、RCD工法などで技術的な費用の削減ができており、そこについては余り変化はなく、むしろ今説明があった埋蔵文化財、補償費、環境調査など、そのようなところの上積みがかなり効いてきていると思っている。20年経って急に出てくるという結果が、今の費用の倍増ということになっていると思うので、そのようなことがあると、お金が十分あるときにはいいが、ない場合、どうしたらよいかということになるので、そのようなことにならないようにするにはどうしたらよいかを考えていく必要がある。

(森地委員長)

極めて本質的な問題で、これからどうするのかという話があるが、この案件に関して言うと、話にあった予算制約やこれからのいろいろな意見調整などがあり、明日からすぐ始まるわけでもなさそうと理解してよいか。

(事務局)

八ツ場ダムは既に工事を実施している。

(森地委員長)

そうすると、この先、もう遅れることはないのか。

(事務局)

全体の予算がどうなのかなどの問題があるが、基本的に遅れることはないと思う

(齋藤委員)

私どもの方は受水団体なので、安定した水の供給をしていただくということは、一番大切なことである。必要だということはよくわかる。ただし、現在、公共事業に関してはかなり見直し論などが出ている。このようなケースでも、実際には関係自治体も負担金みたいなものがあるのか。そのようなものは大丈夫なのか。各関連自治体の意見というのはどうなのか。

(事務局)

事務的にはいろいろ話をさせていただき、この計画でということになっており、現在、正式に法律に基づいた協議を各都県に始めている。

(齋藤委員)

これから協議か。

(事務局)

特定多目的ダム法という法律に基づいた協議はこれからになる。

(事務局)

先程、利根川は1都5県にまたがっているという話があったが、八ツ場ダムでいうと、それを負担する都県は1都5県全部に絡む。なので、それぞれパーセンテージは違うが、八ツ場ダムへ国が支出する費用と都県が支出する費用があり、都県の支出する費用を下流圏がみんな受益をするということで、それぞれ応分に負担をしていただくという形になっている。これを実際に決定するためには、この計画について、県に正式な意見照会をし、県議会の議決を踏まえて知事が意見を返していただくという形になっており、現在、意見照会をしている段階で、まだ回答はいただけていないが、ただ、事前にはいろいろ調整させていただき、とりあえず支出に関してはよいということは、それなりに認めていただいていると思う。

先程、西谷先生から話があり、20年間ほったらかしにしていたということで、ずっと黙っていて、突然2倍の請求書を渡すというのも非常に心苦しい。理由をいえば、交渉している最中に、事業費がこのくらいになるという詳細を示すことは、ここまでしか交渉の財源はないよというのを示すのと同じであり、なかなかしづらかったというのは確かである。今回、補助基準が妥結したということで積み上げたわけだが、本来であれば、途中段階で少しでも情報が下流のユーザーの方々に伝わればよかったが、そこは交渉をうまく進めるという手法上で非常に遅れた。今後は4,600という数字で決定すれば、今回、内訳を詳細に算出しているの、毎年、実際に行っている工事の進捗状況が予定と比べて赤字になっているのか、黒字になっているのかというのは、きっちりつかめるので、そのようなものを的確に伝えることにより、少なくともこれからは大幅に事業費が変わるようなことはしない。できるだけコストを縮減し少ない予算で済むようにしながら、情報はきちんと伝えていくという仕組みは考えていきたい。

(新町委員)

例えばハツ場ダムにしても、調査開始から50年近く半世紀かかって行っている。民間企業で半世紀かけて、尚かつやろうということはほとんど皆無に等しい。何を言いたいかというと、ハツ場ダムは国の公共事業として、これはやらなければいけないということで半世紀もかけて行ってきたと思う。そのような公共事業と10年ぐらいの単位でもって評価しながら、やるか、やらないか決めていくのと基本的に違うものがあるのではないかと思う。そのやるか、やらないかの判断する基準というのが同じような気がする。50年かけてもやるということと、それから10年、20年でも、やるか、やらないかを決定する、その説得力というか、説得力のあるものが必要。なおかつ、このように倍でしかも何千億単位で変わってくるものに対して、もう少し情報開示をしてほしい。先ほども言っていたが、それは限界もあるのかもしれない。いろいろな事情があると思うが、もっと情報開示を小まめに且つ的確に行っていく必要があるのではないか。

(事務局)

今回も各都県とも話をする中で、もっと情報をくれということが主な意見であった。この事業だけに係わらず、大規模な事業については、的確に各ユーザー、負担者に情報が伝わるようにしていきたい。

事業の経緯を見ていただくと、27年から42年まで15年間空いているが、この15年間は、吾妻川というのは酸性河川であり、最初の計画を着手したが、酸性が強過ぎて、なかなかすぐにできる状態ではなかった。それを、品木ダムという酸性を中和するダムをつくり、その結果、酸性が改善されてダム事業の可能性が出てきた。50年のうち15年はその期間なので、実態は42年からということで理解いただきたい。

( 森地委員長 )

いろいろな議論をしていただいたが、これからどうするかということが重要であり、コスト縮減、あるいは合意形成、つまりもう遅れないようにするなど、それから、コスト縮減ができる余地がまだあるならもっとするなど当然のことである。心配な点は、事情はわかったが、1回計画をつくったら、ずっとそのまま引きずり突然変わりましたということがまた起こり、今日、これで結構ですと言ったらこの計画のもとに、また、固定でやったのでは余り意味がなく、努力は続けていただくということ。ダム事業に対する審議は尽くされたということによいか。

[ 異議なし ]

ダム事業について対応方針(原案)どおり了承する。

次回委員会の選定委員について  
河川事業：西谷委員、岩崎委員  
道路事業：森地委員長、櫻井委員  
営繕事業：小澤委員、中条委員